

平成 28 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 1 回 評議員会議事録

招集年月日 平成 28 年 4 月 28 日 (木)
開催日時 平成 28 年 5 月 19 日 (木) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 21 分まで
開催場所 神栖市保健・福社会館 2 階 研修室
出席評議員 23 名 (評議員定数 40 名)
出席役員 保立一男会長、高安俊昭常務理事、日高勝利監事

会議開会前に事務局より、平成 28 年 3 月 28 日に開催された平成 27 年度第 3 回評議員会において、坂本義勝理事の後任として理事に選任された高安俊昭理事が、本年 4 月 1 日付けで常務理事に指名されたことを報告し、高安常務理事より挨拶をいただいた。

定刻通り、平成 28 年度第 1 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会を開催。

評議員総数 40 名中 23 名の出席により、定款第 14 条第 7 項に定める定足数を充たし、評議員会が成立していることを確認した後、保立会長より挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・梶山正子 (評議員)

議事に先だつて、議長が次の者を議事録署名人に指名した。

・高柳のり子 (評議員)、菱木三恵子 (評議員)

○議 事

議案第 1 号 補欠役員の選任について

(事務局：相良) 社会福祉協議会の役員につきましては、理事が 18 名、監事が 2 名、合わせて 20 名で構成がされております。任期については、平成 27 年 12 月 21 日より平成 29 年 12 月 20 日の 2 年間ということで、就任をいただいているところではありますが、このうち 3 名に関しまして、交替の必要が生じております。1 人目は、市内にある老人保健施設シオンから推薦をいただき就任していただいております村上泰宏理事が退職に伴いまして、後任の選出の必要が生じております。また、長谷川和則理事、安藤康行理事のお二方につきましては、神栖市行政委員連絡協議会 (91 の行政区の区長さんで構成) から推薦をいただき就任していただいておりますが、平成 28 年度の役職交替に基づきまして、新たな行政委員連絡協議会の役員として本会の理事に推薦をいただいた方に交替の手続きを取らせていただくものです。新しく理事になる方は、老人保健施設シオンの新事務長である信太俊浩さん、行政委員連絡協議会から平成 28 年度の会計となった深芝地区の区長 加藤義一さん、若ノ松地区の区長 仲本守さんです。なお、仲本守さんにつきましては、社会福祉協議会の平成 23 年度と平成 24 年度の常務理事としてもご就任いただいていた方もございます。任期につきましては、本日評議員会で議決いただいた後、明日 5 月 20 日から前任者の残任期間として平成 29 年 12 月 20 日まで委嘱をさせていただくものでございます。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 22 名、反対 0 名で議決された。

議案第 2 号 平成 27 年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の認定について

(事務局：荒井) 第 4 次地域福祉活動計画の初年度となりました平成 27 年度は、地域福祉を更に進めるため

の新しい仕組み作りとして、コミュニティソーシャルワークの実践と法人後見受任事業の準備をスタートさせるとともに、福祉サービス提供部門では、経営改善という前年度からの大きな課題に1年を通じて取り組んだところでございます。

【具体的な報告に関しては、事業報告書（P. 1～P. 66）に沿って説明】

事業報告書の説明後、事務局相良より収支決算書（資料P. 67～P. 112）の説明がある。

内容説明後、出席いただいた日高勝利監事より監査報告がされた。

（加藤評議員） 使用済み切手がかなり多く寄付されているようですが、この使用済み切手はどのように使われるのでしょうか。

（事務局：荒井） 使用済み切手の還元サイクルについては、市内で集められた切手は茨城県社会福祉協議会へ集積され、そこで仕分けがされます。切手の種類によって収集家の方が買い取り等を行い、還元されたお金が地域福祉活動に充てられるという形で、全国的な取り組みとなっております。

（井口評議員） 資料 P. 24 で法人後見についてお話がありましたが、後見人は司法書士の方以外でもなれるのでしょうか。

（事務局：橘田） 成年後見人等の資格については全く問われておりません。主に成年後見人になる方は、弁護士、司法書士が多くなってはいますが、全体を通して見ると弁護士や司法書士が成年後見人になる割合は、3分の1以下になっているのが実態です。後見人そのものの役割というのは、本人が正しい判断ができなくなってきたり、コミュニケーションを上手く取れなくなってきたりした時に、法的行為や財産の保全が本人の能力では出来ないために、代わりになって行ってくれる人を裁判所が任命するという制度になりますので、後見人は友達でもなれます。友達と言っても、後見人として相応しいかは家庭裁判所が調べることになりますので、基本的には資格等は全く必要ありません。ただし、本人の財産の大きさや、家庭内の紛争があつて財産分割協議の中で上手く進められないことが予測される時は、弁護士や司法書士にお願いする場合があります。

後見人には報酬付与の申立てができますので、1年間の後見活動終了後に、後見人は家庭裁判所に対して1年間の報酬を求めることができます。家庭裁判所は本人の持っている財産の量や活動の内容に合わせて、後見人への報酬額を決めることとなります。しかし、資力がない方（財産や預貯金のない方、生活保護を受給している方など）、後見申立の費用が用意出来ない方、後見報酬の支払いが困難な方などの後見人はなり手がほとんどいないというのが実情です。その方々の後見活動を社会福祉協議会が組織として実施していくものが、4月1日から始まった法人後見事業であります。

（井口評議員） 成年後見制度についてどこに相談していいのかかわからず、非常に困ったことがあったので…。

（事務局：橘田） 成年後見制度の相談であれば、社会福祉協議会でお受けすることができますので、ぜひご相談いただければと思います。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成22名、反対0名で議決された。

報告第1号 社会福祉協議会経営改善計画策定指針について

（事務局：橘田） 神栖市の平成28年度予算執行にあたり、社会福祉協議会の自主財源獲得と組織強化に向けた「経営改善計画」の提出が要請されたことを受けまして、事務局として指針の素案を作成し、昨日開催されました理事会の中で十分な協議を経た上で議決をいただきましたので、報告をさせていただきますと思います。

社会福祉協議会の活動方針そのものは、制度や市場原理では満たされない福祉ニーズに応えていくことです。社会福祉協議会は、現在の社会福祉法制の中では対象者の数が少なく法律が整わない、制度ができていない等の理由で、制度の狭間で困っている方たちのための地域福祉活動を進めることによって、市民全体の福祉向上を図ることを生業とし、各市町村にひとつずつ設置が認められた法人組織でございます。活動の財源としましては、住民の皆さんや法人の皆さんからいただく会費、平成27年度は500万円を超えましたが、本会に寄せられる寄付金、これを基にしまして、市からいただく助成金によって社会福祉協議会の活動を支えていただいております。昭和61年6月4日に法人認可をいただきまして、今年31年目を

迎えますが、神栖市も東日本大震災で大きな被害を受け、できるだけ事業の整理、自主財源の確保を進めつつ、行政の福祉の充実も図れてきておりますので、本来社会福祉協議会はどういった活動をどのように展開していくのかということをもう一度行政と共に見直しをしながら、できるだけコストパフォーマンスに優れた取り組みのための計画書の作成について要請がありました。

今年度中に全てを実施するというものではありません。昨日理事会でも協議をいただきましたが、別資料の P. 2 から始まる 3 本の柱に基づく計画内容を方針として、まず本会の会長を除く理事及び監事の皆さんに、ひとつは事業を見ていただくグループ、もうひとつは組織・財務を見ていただくグループ、2つのグループに分かれていただきます。別資料の P. 2～P. 4 に記載された内容について、いつからどのような形で進めていくのか、報告内容以外にも改善の必要性があるのかということも含めて議論していただき、今年の 10 月末を目標に、平成 29 年 4 月 1 日を初年度とする 3 年次計画（平成 29 年～平成 31 年）を作成していきたいと思っております。

【別資料の神栖市社会福祉協議会経営改善計画策定指針に沿って説明】

質疑はなかったため、報告済みとされた。

以上をもって、平成 28 年度第 1 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会は終了となる。